

渋沢栄一に関する文書を読む 解説

1 篠崎家文書について

- ・総点数 4,985 点（近世文書 2,991 点、近代文書 1,788 点、典籍 269 点）
- ・篠崎家は享保年間（1716～1736）以降、上平野村（現蓮田市）の名主役を代々世襲していた。
- ・上平野村の名主・戸長役場文書群。幕末の兵賦など一橋家領知の支配関係、年貢関係、見沼代用水・元荒川・綾瀬川などの水利普請関係、明治時代の見沼通船会社関係がまとまっている。なお、河川関係を中心に絵図類がまとまって残る。

2 渋沢篤太夫（栄一）、成一郎（喜作）について

（1）渋沢篤太夫

渋沢栄一（1840～1931）。武蔵国榛澤郡血洗島（現深谷市）出身。家業の畑作、藍玉の製造・販売、養蚕を手伝う一方、幼い頃から父に学問の手ほどきを受け、従兄弟の尾高惇忠から本格的に「論語」などを学ぶ。「尊王攘夷」思想の影響を受けた栄一たちは、高崎城乗っ取りの計画を立てたが中止し、京都へ向かう。その後、渋沢喜作とともに一橋家に仕え、慶応 2 年（1866）に一橋慶喜の徳川宗家相続に伴い幕臣となる。慶応 3 年に徳川昭武（慶喜の弟）に従って渡欧したが、明治維新のため、明治元年（1868）に帰国。新政府に出仕した後、実業界に入った。明治財界の指導者。社会事業家。

（2）渋沢成一郎

渋沢喜作（1838～1912）。血洗島出身。渋沢栄一の従兄。元治元年（1864）2 月に一橋家の家臣となり、慶応 2 年に一橋慶喜の徳川宗家相続に伴い幕臣となる。戊辰戦争では頭取として彰義隊を結成し、さらに振武軍を組織して飯能で新政府軍と戦った（飯能戦争）。明治以後は一時新政府に出仕したが職を辞し、実業界で活躍した。

3 関東人撰御用

文久 2 年（1862）に一橋慶喜は、江戸幕府第 14 代将軍徳川家茂の将軍後見職となった。次いで、元治元年 3 月に家茂とともに京都へ上った慶喜は、朝廷から新たに禁裏守衛総督という京都御所警護の最高責任者を命じられた。しかし、当時の一橋家には、慶喜を護衛する兵しかなく、ほとんど軍事力を持っていなかった。そのため、仕官して間もない渋沢栄一は、このままでは御所を守れないので自分に歩兵の募集を命じてほしいと願い出て、この意見が認められ、同年 5 月末に旅立ち、渋沢喜作とともに関東の一橋家領知の村々を巡ることになった。

4 語句解説

1	請証文	うけしょうもん	請書と同じ。命令などに対し、それを承知した旨を記して差し出す文書。承諾書。
2	歩兵	ほへい	徒歩で戦う兵士。幕府は文久2年（1862）に兵賦令を布達し、旗本知行所から壮健の者を差し出させ、これを銃隊に編制して歩兵組とした。
3	先触	さきぶれ	あらかじめ触れ知らせること。また、そのための触状。
4	木銭	きせん	薪代。旅宿に米を持参し、薪代を払って宿泊すること。
5	郷宿	ごうやど	領地から江戸へ出た際の定宿。
6	行跡	ぎょうせき	行い。行状。品行。
7	台村	だいむら	久喜市菖蒲町台。旧菖蒲町城。
8	除堀村	よけぼりむら	久喜市除堀。
9	御領地御役所	ごりょうちおやくしよ	関東と越後国の領地支配のための役所。江戸小石川にあった。

埼玉郡十八か村

太田新井村、彦兵衛新田、下野田村、上野田村、下高岩村、上高岩村、桑原村、太田袋村、栗原村、江面村左原太組、同村善蔵組、除堀村、河原井村、台村左内組、同村金左衛門組、上平野村、上蓮田村、川島村

5 解読のポイントとなる品詞

1	仕	つかまつる	…してさしあげる、…いたします、…申し上げる。
2	尤	もつとも	前の事柄を受けながらも、それに条件や補足を付け加えることを示す。そうはいうものの、一方で、ただし、はたまた。
3	有之	これあり	ある。存在する。
4	以	もって	手段、方法、原因などを表す。…によって、…で、…のために。
5	紛敷	まぎらわしき	区別がつきにくい。
6	依之	これにより	だから、それ故、それにより、それによって…

6 古文書の内容要約

「差上申御請証文之事」（篠崎家文書 No.4808）

- ・この度、歩兵組立をするため、私どもの村々へ、渋沢成一郎（喜作）様と渋沢篤太夫（栄一）様が廻村されることになった。御用を勤める者たちは、支障が無いよう取り調べを受けること。
- ・渋沢成一郎と篤太夫が廻村する旨の先触を見れば、渋沢両名の休泊と人馬継立など支障が無いようにすること。木銭米代金は受け取ることを申し上げ、人足と馬は村負担で準備すること。歩兵に選抜された者がいれば、帯刀をして、江戸の郷宿への差出方法は、渋沢両人の指示を受けて、その旨を届けること。
- ・選ばれた者の内、日頃の素行が宜しくなく、往々にして頼りないことを見込んで、差出の免除願いなどを渋沢両名へ差し出すことがあれば、詳細を申し上げます。

勿論紛らわしい理由で、差し出し免除を願うようなことは一切しないこと。

- ・他領の村々へ廻村して、人物をお選びになることは承知した。もともと、他領で休泊することについては、旅籠は領地の村々で用意をし、食事等は気遣いをしないよう心得る旨承知した。
- ・仰せられた右の内容は、承知した。その他、すべて渋沢兩名の指図に従い、御用に支障がないようにとの仰せも承知した。それゆえ御請証文を差し出すところ、以上のとおり。

7 渋沢栄一に関する資料

[史料] 渋沢栄一伝記資料

元治元年甲子五月

渋沢喜作ト共ニ人撰御用ノ為関東ニ下リ、武州・総州及ビ野州ノ一橋領ヲ巡回スルコト百余日、壮士約五十人ヲ募リ、九月之ヲ率キテ京都ニ帰ル。此行江戸ニ於テ尾高長七郎ノ求解ヲ講ジテ成ラズ、又郷里ニ帰省セントシテ果サズ、密ニ父及ビ妻子ニ会セシノミ。

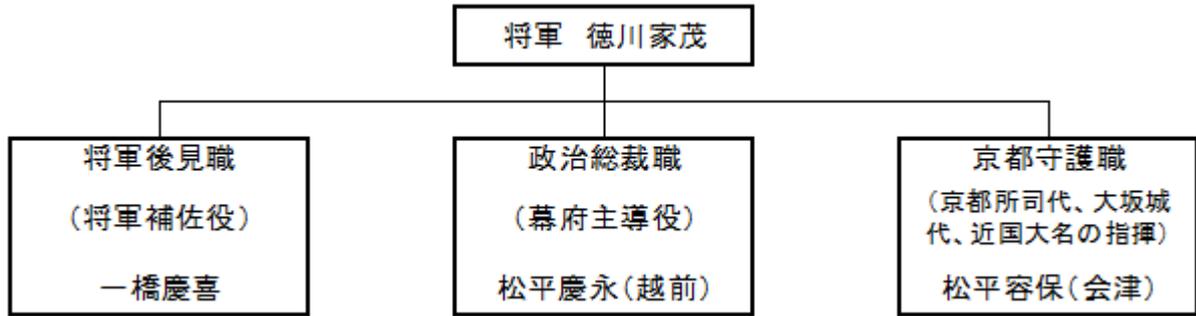
→渋沢喜作と共に、人撰御用のため関東に向かい、武蔵・上総・下総・上野・下野の一橋領を 100 日余り巡回して、壮年の男性を約 50 名募り、9 月にこの者たちを引き連れて京都に帰る。江戸で尾高長七郎の幽閉を解くことを求めたができなかった。また、郷里へ帰省しようとするが果たせなかった。密かに父市郎右衛門と妻子に会ったのみであった。

渋沢栄一の自伝『雨夜譚』（あまよがたり）の内容より

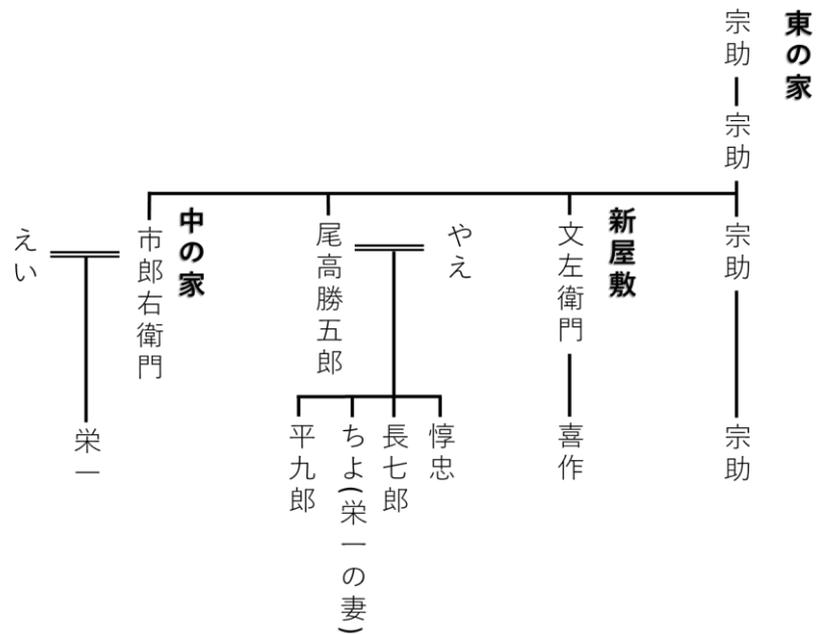
- ・渋沢兩名は、公然と人選御用を蒙って、関東に下って来た。
- ・人選御用の目的には、①以前から親交のあった者などを勧誘して是非同行したいという考え、②尾高長七郎の幽閉を救うため便宜を求めようという私情もあった。
- ・一橋領を廻村したところ、一橋家ならば奉公したいという者が 30~40 人程いた。その他、江戸で撃剣家 8~9 人、漢学生 2 人がいた。
- ・奉公したい者を伴って中山道から京都へ向かった。
- ・渋沢篤太夫・成一郎にとって、旧領主の岡部陣屋を通行する必要があった。特に岡部陣屋の役人は、渋沢兩名のことを大謀反人のように思っていた。
- ・岡部陣屋を通行する際に、岡部陣屋の役人から一橋家へ、渋沢兩名について、元は岡部領の百姓であるため、引き渡してほしいと依頼された。しかし、一橋家は渋沢兩名は一橋家の家来であり、ここで村方に帰られては一同が困るため、岡部藩への引き渡しはできないと断った。

○江戸幕府が目指した公武合体政策

文久 2 年（1862）段階の江戸幕府



○渋沢栄一家系図



渋沢栄一写真（青木家文書 9209）

血洗島にある諏訪神社の社殿の前に立つ礼服姿の渋沢栄一の写真。大正3年(1914)10月10日に深谷の八柳写真館が撮影した。この日、栄一は諏訪神社の祭典に参列し、渋沢市郎の家に一泊したという記録が残っている。

○参考文献

- 『篠崎家・久保家文書目録』（埼玉県立文書館、1984年）
- 『常設展示図録 渋沢史料館』（渋沢史料館、2000年）
- 『蓮田市史』通史編Ⅰ（蓮田市教育委員会、2002年）
- 大石学監修『イラスト図解幕末・維新』（日東書院、2009年）